

低所得世帯への補助金・給付金の申請を受け付けます

市は、原油価格や物価の高騰などに伴う支援策として、低所得の世帯に対して、暖房経費などに関する補助金や、生活支援の給付金の事業を実施しています。

支給要件に該当すると思われる世帯には、令和4年12月上旬に申請書類を送付しています。対象の要件を満たしていない人は、まだ申請をしていない人は、受付期限が迫っているため、急いで申請してください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で申請してください。

詳しくは、**本地域包括ケア課(☎258412)**へ。

生活困窮世帯 暖房経費等助成事業

対象世帯 申請日現在において本市に住所があり、①



対象世帯 令和4年11月1日から申請日まで継続して本市に住民登録があり、①



または②に当てはまる世帯

①令和4年度住民税の非課税世帯または均等割のみ課税世帯

②生活保護受給世帯

対象経費 令和4年11月1日～令和5年2月28日(火)までに負担した、電気料金ガス料金灯油購入費のいずれか1つ

※複数月を合算して申請できます

補助金額 1世帯につき上限6000円(1回限り)

申請受付期限 3月15日(水)(郵送必着)

申請方法 申請書に必要事項を記入し、関係書類(対象経費の領収書などを添付して、同封の返信用封筒で郵送してください)



または②に当てはまる世帯

①全員が令和4年度住民税均等割のみ課税の世帯

②令和4年度住民税の均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯

※その他にも要件があります

※「電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金」の受給者は、支給の対象外です

給付金額 1世帯につき3万円(1回限り)

申請受付期限 2月28日(火)(郵送必着)

申請方法 申請書に必要事項を記入し、関係書類(本人確認書類の写しなどを添付して、同封の返信用封筒で郵送してください)



マイナポイントキャンペーンについて

2月末までにマイナンバーカードの申請をした人を対象に、1人当たり最大2万円分のマイナポイントを付与するキャンペーンを実施しています。

ポイントを取得するためには、マイナポイントの申し込みが必要です。

詳しくは、**本デジタル行政推進課(☎22320)**へ。

マイナポイント 第2弾の内容

次の①～③に当てはまる人にマイナポイントが付与されます。

①マイナンバーカードを取得した人のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人(最大5000円)



マイナポイント手続きに関して、詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120(95)0178)へ。

マイナポイント申込支援を行っています

市は、スマートフォンなどのマイナポイントを申し

込むための機器を持っていない人や、申込方法が分からない人のために、マイナポイント申込支援を行っています。

とき ▽火曜日を除く開庁日の午前9時～午後5時

▽火曜日の午前9時～午後7時(火曜日が祝日の場合は翌水曜日)

▽毎月第2・最終日曜日の午前9時～午後5時

※事前の予約は不要です。

当日直接窓口へ

※1時間以上の待ち時間が発生している日などは、受付を早く終了する場合があります

ところ 本庁舎市民ホール 持ち物 ▽マイナンバーカード

▽マイナンバーカード交付時に設定した数字4桁の暗証番号

▽選択したキャッシュレス決済サービスのカードまたはアプリ

▽本人名義の預貯金口座が分かるもの(通帳など)

※公金受取口座登録をする場合のみ

ごみ出し支援を行う団体へ 支援金を交付します

市は、超高齢化社会や地域課題の複雑化に対応し、ごみ出しに困っている人の負担軽減と見守りの充実を図るため、ごみ出しの支援活動を行う団体に対して、活動実績に応じて支援金を交付します。

現在、8団体が登録し、支援活動を行っています。

対象団体 次の①～③全てに当てはまる団体

①市内に所在する自治会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人などであること

②ごみ出し支援時に、対象世帯の見守りとして声かけ活動を行うこと

③市内に居住する高齢者および障害のある人など、ごみ出し困難と認められる世帯を対象にすること

※家族・親族などによる協力が得られる場合は対象外

登録方法 指定の様式(高齢者安心課、各行政センターまたは市ホームページにあります)に必要事項を記入し、郵送または直接高齢者



支援金額など 左表のとおり

詳しくは、**本高齢者安心課(☎22179)**へ。

ごみの種類	支援金額	支援金上限
可燃・不燃 リサイクルごみ	100円 (1世帯1日当たり)	1世帯 月5回まで
粗大ごみ	300円 (1世帯1日当たり)	1世帯 年4回まで

※資源ごみは対象外です

市民意見公募の結果を お知らせします

第2次浜川市総合 計画後期基本計画(案)

「第2次浜川市総合計画後期基本計画」案への意見を募集した結果は次のとおりです。

受付件数 2件

結果公表場所 時間 市役所本庁舎市民ホール前、第二庁舎2階入口、政策創造課、各行政センター、市ホームページ

公表期間 2月1日～3月2日(木)

問合せ先 **本政策創造課(☎221880)**

浜川市食品ロス削減 推進計画(案)

「浜川市食品ロス削減推進計画」案について、提出された意見はありませんでした。

問合せ先 **本環境森林課(☎22114)**

浜川市立地適正化計画 「防災指針」(案)

浜川市立地適正化計画「防災指針」案について、提出された意見はありませんでした。

問合せ先 **本都市政策課(☎22073)**

安全で安心なまちづくり 推進計画(案)

「第4次浜川市安全で安心なまちづくりを推進するための計画」案について、提出された意見はありませんでした。

問合せ先 **本市民協働推進課(☎22463)**

第3次浜川市 観光基本計画(案)

「第3次浜川市観光基本計画」案について、提出された意見はありませんでした。

問合せ先 **本観光課(☎22873)**

高額医療・高額介護合算療養費に該当する人は申請を

対象者には
お知らせを送付します

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間(計算期間)で、医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算した額が左表の限度額を超えた場合に、高額医療・高額介護合算療養費を支給します。

該当する人にお知らせを送付しますので、保険年金課または各行政センターで

自己負担限度額(年間)			
70歳未満の人がいる世帯			
所得区分			●国民健康保険 被用者保険 ●介護保険
上位 所得者	区分ア	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	212万円
	区分イ	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	141万円
一般 (住民税 課税世帯)	区分ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	67万円
	区分エ	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	60万円
非課税	区分オ	住民税非課税世帯	34万円

国保・後期以外の保険に加入している場合

勤務先などの医療保険に加入している場合は、その医療保険が申請の窓口となる

ります。勤務先などに確認してください。

なお、計算期間内に国保を離脱して別の医療保険に加入したときは、申請の際に「自己負担額証明書」が必要になります。保険年金課または各行政センターに通帳など振込先の分かるもの、マイナンバーの分かるものを持参の上、申請してください。

詳しくは、**本**保険年金課(☎2461)へ。

市役所窓口用封筒の無償提供者を募集します

市民サービスの向上と経費の削減を図るため、市役所窓口用封筒の無償提供者を募集します。

無償提供者は、封筒の一定範囲内に広告(無償提供者が募集した広告を含む)を掲載することができ、詳しくは、**本**デジタル行政推進課(☎28414)へ。

封筒の大きさ・予定枚数
▽A4サイズの書類が入る大きさの封筒Ⅱ3万5000枚

▽A5サイズの書類が入る大きさの封筒Ⅱ6800枚

※ふたのないものも可
封筒に記載する内容

▽市からの案内
▽広告

封筒の使用期間 7月1日(土)～令和6年6月30日(日)

募集期限 2月28日(火)必着
その他 広告の内容などについて、一定の基準があります。詳しくは、募集要項(デジタル行政推進課または市ホームページにあります)を確認してください



▲市ホームページはこちら

令和5年度預かり保育などの無償化申請受付を開始

幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設などを4月から新たに利用する子どもが無償で施設を利用するには、「施設等利用給付認定」を受けるための申請が必要です。すでに施設等利用給付認定を受けている人は、改めて申請する必要はありません。詳しくは、**本**こども課(☎2415)へ。

対象施設・事業

▽預かり保育事業(幼稚園・認定こども園の在園児対象)
▽認可外保育施設

▽一時預かり事業
▽病児保育事業
▽ファミリー・サポート・センター事業
対象要件 教育認定(1号)を受けている子どもまたは未就園の子どもが保護者が次のいずれかに該当し、家庭での保育が困難である人
▽労働(月60時間以上)
▽妊娠・出産
▽疾病・障害
▽同居または長期入院している親族の介護・看護
▽求職活動

▽就学・訓練
▽災害復旧
▽虐待やDV
申請方法 申請書類に必要事項を記入し、直接こども課へ
※申請書類は、2月1日からこども課窓口で配布しています(しづかわ子育て応援ナビからダウンロードできます)
申請期間 2月13日(月)～24日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

国民年金保険料の納付は口座振替が便利で

国民年金保険料は、口座振替にすると早割・前納による割引があり、納め忘れの心配もありません。

詳しくは、**本**保険年金課(☎2429)または渋川年金事務所(☎21607)へ。

翌月末が納期限の国民年金保険料を当月末に口座振替すると、保険料が50円(年

600円)割引となります。

一定期間分をまとめて前納すると、次のとおり保険料が引き上げられます。

▽6ヵ月分Ⅱ1130円
▽1年分Ⅱ4170円
▽2年分Ⅱ1万5790円

※令和4年度の割引額
口座振替の申込方法 基礎年金番号の分かるもの、通

カーボンニュートラル実現に向けた連携協定を締結しました

市は、東京電力パワーグリッド(株)とカーボンニュートラルの実現に向けた共創に関する連携協定を締結しました。

この協定により、環境・エネルギー分野での連携を強化し、災害に強いまちづくりや脱炭素型エネルギーへの転換を図ることで、持続可



1月1日付で人権擁護委員が委嘱されました

1月1日付で、柴崎博之さん(北橘地区・再任)が人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間のボランティアです。市では現在、18人の人権擁護委員が活動しています。

詳しくは、**本**地域包括ケア課(☎2250)へ。

人権相談をご利用ください
市は、毎月第3木曜日に

各種人権相談ダイヤル	
名称	電話番号
みんなの人権110番	0570-003-110
子どもの人権110番	0120-007-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810

能な社会構築を推進します。詳しくは、**本**環境森林課(☎2114)へ。